

令和8年2月定例会 環境農林委員会（急施議案）の概要

日時 令和8年2月26日（木） 開会 午後 2時55分
閉会 午後 4時12分

場所 第6委員会室

出席委員 杉田茂実委員長
橋詰昌児副委員長
林薫委員、飯塚俊彦委員、内沼博史委員、新井豪委員、小川真一郎委員、
小島信昭委員、細川威委員、松坂喜浩委員、山田裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
堀口幸生環境部長、竹内康樹環境部副部長、山井毅環境未来局長、
鈴木健一環境政策課長、佐藤正太温暖化対策課長、
尾崎範子エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
今川知浩資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長
[農林部関係]
竹詰一農林部長、松澤純一農林部副部長、長谷川征慶農林部副部長、
中村真也農業政策課長、川嶋正樹農業ビジネス支援課長、
田嶋貴公農産物安全課長、渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、
吉田義彦生産振興課長、阿部徹森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進課長、
西澤徳一郎農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第65号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

林委員

- 1 この事業の目的であるが、中小企業等におけるエネルギー使用量及びCO₂排出量の削減による体質改善を更に促すためというふうにあるが、この補助金を利用して、中小企業等が設備更新等を行うと経営面でどの程度の体質改善効果が見込まれるのか。
- 2 今回の補正予算は補助金総額が20億円とのことだが、何社ぐらいの申請を見込んでいるのか。

温暖化対策課長

- 1 この事業は過去にも同様のスキームで5回実施している。過去の実績を基に標準的なケースを試算すると、最も申請の多い空調設備の場合、必要経費が500万円程度かかるところ、この補助金で自己負担が半分で済み、さらに、消費電力を50%削減できるので、電気代として年間約300,000円節減できることになる。設備を10年間使用したとすると、トータルで300万円の経費節減が期待できるので、その分を別の投資に回すなど、経営面で体質改善が期待できる。
- 2 何社ぐらい申請を見込んでいるのかということについて、これまでの補助実績と今回の予算規模を照らし合わせると、約800社の申請を見込んでいる。

林委員

一点目の御質問でお答えいただき、個々の企業の経営面での効果が分かった。環境部として、CO₂削減など、環境政策上の効果はどの程度見込まれるのか。政策効果等を数字で試算しているようであれば、教えていただきたく願います。

温暖化対策課長

仮に800社から補助申請があるとして、過去の申請内容をベースに試算をすると、CO₂の削減量は年間約8,200トンとなる。これは、一般家庭に換算すると、約3,600世帯分、これは人口で約10,000人規模の町に相当する。それだけのCO₂排出量と同等の削減効果が生まれるので、県の温暖化対策上でも大きな効果があると考えている。

細川委員

今回、空調設備ということでエアコン等々も含まれると思うが、かなり人気が高いと予想される。そこでお伺いしたいのが、過去5回やられているということだが、例えば、補助金がある、という周知方法や、あるいは申請の機会が一部の団体とか、一部の業界とか、そういったように隔たらないような、そういった工夫をされているのかとか、あるいは情報の取得能力が高い事業者だけが取るのではなく有利にならないような、そういった工夫をされているのか、その辺について一点お聞かせいただきたい。

温暖化対策課長

御指摘のとおり、周知が行き届かなかったり、偏りが生じることはあってはならないと考えているので、まずは、県内の事業者にくまなく情報が届くように県の経済6団体の御協力を得て県内事業者速やかに情報を提供する。また、県のホームページに申請に必要な情報を掲載するほか、プッシュ型の情報発信として、LINEやメールによる通知も含め、あらゆるチャンネルを活用して幅広い情報発信に努めていく。

内沼委員

繰越明許があるということは、募集が始まるのは来年度だと思うが、先ほどのいろんな周知は来年度のいつぐらいから、もう4月1日から始まるのか、何月から始まって、というような形のロードマップというか、それを教えていただければと思う。

温暖化対策課長

この議会で予算をお認めいただいたら、直ちに準備に取りかかり、各団体への周知と先ほどお話しした内容について、直ちにやり取りしたいと考えている。周知をした上で、募集開始はもろもろの事情があり、4月下旬が最速になるかというふうに考えている。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

林委員

- 1 5ページの経営体育成条件整備事業に関して一点御質問申し上げる。地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機器施設の導入を支援するとあるが、具体的にどのようなものが支援の対象になるのか。
- 2 6ページ、スマート農業技術導入コスト低減支援事業に関して3点伺います。ここにあるスマート農業とは、改めてどのようなものを想定しているのか具体的に御回答をお願いします。
- 3 事業スキームの左下にコンサルとあるが、具体的にはどのような人を想定されているのか教えていただきたい。
- 4 この事業に関して、農業者にどのように周知していくのかについて御回答をお願いします。
- 5 7ページ、高温対策等園芸産地育成緊急支援事業に関してである。2点伺います。「（１）高温対策省エネルギー対策技術の導入支援」、「（２）高温対策のための環境整備支援」とあるが、具体的にはどのような支援を行うのか。
- 6 目的として高温による影響を受けにくく、資材費や燃料価格の高騰に左右されない省エネルギー型園芸産地を育成するためとあるが、事業の効果をどのように見込んでいるのか御回答をお願いします。
- 7 8ページ、埼玉農業共同利用施設再整備等支援事業に関してである。目的として、産地の持続的な発展に向けた生産体制を強化するとあるが、県が5%の上乗せをすることにより、どのような効果が見込まれるのか。
- 8 9ページ、埼玉県省エネルギー型ハウス転換事業である。事業内容として、再生可能エネルギー活用に向けた調査・情報発信活動への支援や栽培実証への支援を行うとあるが、本事業を実施することによる効果をどのように見込んでいるのか。
- 9 10ページ、スマート林業導入支援事業に関して1点御質問をする。補助率が3分の2となっており、通常より高い補助率になっているかと思う。その理由についてお願いします。
- 10 また、同様の事業において、他県では例えば補助率が3分の2であるのかどうかなど、他県の状況も教えていただければと思う。

農業ビジネス支援課長

- 1 支援の対象となる農業用機械・施設は、田植機やトラクター、コンバインなどの農業用機械や、野菜等の出荷調製施設、また、農業用ハウスや農業用ドローンなどであり、原則として、農業経営の用途に供するものが対象となっている。また、事業費が整備内容ごとに1件当たり500,000円以上のものが対象となる。また、事業で導入する

農業用機械や施設は農機具共済、園芸施設共済などへの加入など、気象災害等による被災に備えた措置がされることが必要となっている。

農業支援課長

- 2 まず初めに、スマート農業とは何かということで、具体的にということであるが、こちらの事業について、スマート農業技術活用促進法に定義されるスマート農業技術に該当するものを想定しており、遠隔操作又は自動制御、その他情報通信技術を用いて、農作業の効率化、身体の負担の軽減、又は農業の経営管理の合理化を通じて、農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであり、具体的なスマート農業の機械の例としては、例えば、トラクター、田植機などに設置内蔵される自動操舵システムやドローン、又は温度、湿度、土壌の水分等を測定できる統合環境制御装置などである。
- 3 この事業でいうコンサルについては、農業経営に詳しい中小企業診断士等の専門家を考えている。
- 4 活用可能なあらゆる関係機関やチャンネルを通じて、補助支援があることを知らない農家がいないようにしっかり周知を行う予定である。具体的には、関係機関にチラシを配布するほか、ホームページ、SNSの活用、報道発表、業界誌への投げ込み、JA等の広報紙への記事の掲載、また、事業概要の説明の動画等を公開するなどを検討しているところである。

生産振興課長

- 5 高温対策と園芸産地育成緊急支援事業のうち、高温対策・省エネルギー対策技術の導入支援については、施設園芸でミストやヒートポンプのほか、太陽の熱線や光の量を弱める資材や冬の施設内の保温効果を高める資材の設置などを支援する予定としている。露地園芸では、畑の保水を維持し、地温の上昇を抑える効果のある資材の導入を支援する予定である。施設園芸では、既存施設の柱を継ぎ足しし、軒を高くして、施設内の温度を下げやすい環境に改善する工事や、露地園芸では、高温による乾燥被害を防ぐため、かん水装置の設置など、環境を改善する取組を支援するものである。
- 6 園芸作物の産地において、高温対策や省エネルギー対策技術を導入し、栽培環境の改善に緊急的に取り組むことで、高温等の影響により減少していた収量や品質の回復を見込んでいるところである。また、異常気象や資材価格の高騰に左右されにくい足腰の強い産地づくりが進み、安定した生産が可能になり、園芸産地の持続的な発展につながるものと考えている。
- 7 県の上乗せに当たって、販売力の強化を図る取組の実施を要件としているため、県の求める方向性の施設整備により、産地強化が図れると見込んでいる。また、国の事業が、令和11年度までの実施であることから、県としては、事業内容や要件など、きめ細やかに周知することにより、潜在的に検討されている再編集約や合理化の取組の加速化につながると考えている。
- 8 施設園芸においては、ハウスを加温するための重油等の燃料価格が高止まりしており、低コストで代替できる加温法に関する技術の確立と普及が望まれている。本事業で実証予定の地下水熱源式ヒートポンプや、保温効果の高い高機能カーテン資材はともに新しい技術、資材であり、本県の気象条件や栽培特性に応じた使い方が確立できるとともに、費用対効果についても検証されることが期待される。また、こうした技術を普及する上で、地域別の地下水の賦存量を把握することにより、生産者へのスムーズな普及が見込まれているところである。

森づくり課長

- 9 県産木材の利用拡大を進めるには、原木の生産能力の向上が重要と考えている。作業効率や安全性向上の取組を強化できるICT機能搭載した高性能林業機械等の導入は、有効であると考えている。一方で機械の購入や技術者の育成にはコストがかかるために、事業者の負担が大きく、導入が進みにくい状況がある。このため事業者の負担を軽減し、機械等の導入を促進することを目的に、補助率を3分の2とさせていただいている。
- 10 この国の重点支援地方交付金を財源として、同様の事業を実施している10の道県があり、補助率については2分の1又は3分の1とされている。ただ、他の道県に比べて、事業体を取り組みやすい、県の3分の2であるので、取組は当県の方が進めやすいかなと考えている。

林委員

- 1 5ページに関して、この事業は国庫事業であると認識しているが、よろしかったか。
- 2 その前提において、そうすると、全国規模での競争が生じるかと思う。埼玉県が獲得できるように、県としてどのように支援していくのか。
- 3 6ページについて、事業を活用するための要件はどのようなものか。また、経営面積が小さい農業者でも対象となるのかどうか、改めて御回答をお願いする。
- 4 7ページに関して、御答弁いただいた効果について即効性があるのかどうか。即効性というのは、もう今年度からとか数年かけて効果が出てくるとか、即効性という観点で御答弁をお願いする。
- 5 9ページ、栽培実証への支援を行うということで、実証で得られたデータは、今後どのように活用するのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 おっしゃるとおり国庫事業である。
- 2 この経営体育成条件整備事業については採択に当たりポイント制を採用している。例えば、付加価値額の増大、付加価値額というのが、事業活動により生み出された価値を表すもので、収入総額から費用総額を差し引いて人件費をプラスすることによって出す。この付加価値額の増大や、経営面積の拡大の度合いによってポイントが加算されるほか、法人化や、青色申告などにより加点を受けられる形になっており、その合計のポイントが大きい経営体が採択となる仕組みとなっている。そのため、あらかじめ早い段階で要望を把握した上で、例えば、利益率の高い農産物の導入など、収益向上のためのアドバイスを行って、付加価値額の拡大を促すなど、事業の活用を機に経営の法人化の指導を行う、若しくは、青色申告の活用を推進するなどして、ポイントの点数を上げて採択の可能性が高まるように、市町村と連携をしながら支援を行っている。

農業支援課長

- 3 こちらのほうは四つの主要な要件を考えている。まず一つ目であるが、経営体として、決算や税務上の申告を行い、収益が把握できること。二つ目は、事業の申請書類に基づく経営診断を受けられる形態であること。三つ目であるが、事業実施計画で示されたスマート農業機械を活用した取組によって、生産性が向上し、収益の増加につながると認められること。最後に、令和8年度末までに事業を完了させることを考えている。続いて、経営面積が小さい農業者でも活用できるのかということについて、農業者でも対象となるのかということで、経営面積が小さくても経営診断によって、スマート農業機械の導入により、生産性が向上し、収益が増加することが明らかになれば、活用いただくこと

は可能である。

生産振興課長

- 4 今回導入する機器や資材は、導入することで施設内の温度低下の効果が確認されている技術である。それなので夏に導入できれば、秋以降の収量や品質の回復が期待できるところである。
- 5 協議会で実証された新技術の成果は、マニュアルを作成することとなっており、県としては、県内の生産者に広く技術の普及が図れるよう協議会が実施するマニュアルを活用した研修会や、現地視察などの情報発信活動を支援していきたいと考えている。

松坂委員

- 1 経営体育成条件整備事業においてであるが、地域の担い手が農業機械とか施設の導入に要する経費の一部を支援されることは有り難いことであるが、地域計画が作成されている地域ということであるが、その要件と県内で地域計画が策定されている地域はどの程度どういうものがあるのか教えていただきたいと思っている。
- 2 スマート農業、今回答もあつたがスマート農業導入とのことであるが、面積要件が小規模でも収益が上がればというが、面積が小規模だと収益は上がらない。なかなか、それでこれでという話、小規模というとなかなか、やはり大型の機械だとかスマート農業といってもやはりそれなりの経費がかかってくるわけなので、その辺のことを、これは、このスマート農業の場合は、地域計画は関係なく、逆に経営診断だけでいいということ判断してよいか。コンサルということであるが、それは精通したコンサルだったらいいが、その辺のことをちょっと教えていただければ有り難いと思う。

農業ビジネス支援課長

- 1 要件として、地域計画が策定されている地域とされているが、その要件についてということであるが、この事業の対象者の要件については、一つは地域計画が策定されている地域内であることということがある。ただ、それだけではなく、この地域計画の中で、10年後の耕作者を地図上に落とし込む目標地図に位置付けられた者であること、なおかつ、その方が、認定農業者や、認定就農者、集落営農組織、また、市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想において掲げる農業経営の指標の水準に達している者、若しくは市町村が認める者である必要がある。県内の市町村の地域計画の策定数であるが、令和7年12月末現在で、61市町村、413地区となる。

農業支援課長

- 2 本事業については、経済対策の一環であり、生産性の向上を目的としているが、なるべく多くの農業者の方に利用していただきたいと思っており、地域計画については、詳細な制度設計は御承認いただいた後で直ちに着手するが、地域計画が設定されていない地域の農業者にも広く活用いただけるようにする観点から、計画に位置付けられてないということをもって、補助申請を受け付けないということは考えていない。

松坂委員

この機械に関しては償却も5年というぐらいのことで考えていいか。

農業支援課長

機械によって様々であるが、5年ないしは7年8年という形で年数はちょっと定まらな

いが、種類によって耐用年数が変わってくるかと思う。

内沼委員

ちょっと関連して何点かお伺いする。

- 1 まず、経営体育成条件整備事業についてであるが、これは事業主体は市町村にこれが配布されるということであるが、このイの市町村が認めるもので100万円とあるが、これはちょっとアバウトであるが、市町村がこの方が認めたらもうそれでこの補助がつくという考え方でよいか、ちょっとその辺がまだちょっとあやふやなところがあるのでちょっとそこだけ教えていただきたい。
- 2 スマート林業の導入支援事業についてであるが、これ事業主体が林業事業体となっているが、この林業事業体というのは、例えば、森林組合や、あとは個人で林業事業体やっている方も民間とかでいらっしゃるが、それを全てに当てはまるということで、この林業事業体という名前になっているのか教えていただきたい。

農業ビジネス支援課長

- 1 認定農業者、認定就農者など、そういった方でなくても、市町村が認めればその方は対象になるということであり、具体的には市町村がそれぞれ判断基準を設けてそれに合致すれば、対象になるという形である。ただ、当然、誰でもいいというわけではないので、将来的な営農が確保できるとか、そういった類いの要件は当然市町村が設けているものと理解をしている。

森づくり課長

- 2 林業事業体についてであるが、林業事業体は森林整備や原木の生産等を行っている事業体のことであり、森林組合や民間の会社個人の方も含まれている。ただ、本事業の対象については一定規模の原木生産等を実施できる組織的な経営体制を有する事業体を想定しており、個人事業主については対象としては考えていない。具体的に申し上げると、県の林業事業体台帳に登録されている県内に所在する森林組合や会社と33の事業体を対象として現在考えている。

内沼委員

最後の方であるが、ということは県に登録されている33の事業体というところしか普通に、例えば、原木市場とか、あとは普通に林業で伐採とかやっているところの個人でやっているところは入らないという考え方でいいのか、この事業体というのは、私たちにも教えていただけるのか、その登録している事業体というのは。

森づくり課長

事業体台帳については公表されている。事業体対象として個人を含める含めないところはあるが、ちょっと繰り返しになってしまうが原木生産をできるということになると、やはりそれなりの規模がないとできないというふうに我々としては考えておるところである。登録に当たっては審査もあるので、個人あるいはグループ、そういった方でもこういった形でちょっと申請されるか分からないが、我々の審査を通じて、登録できればそういった方も仲間に入れる可能性はあるかと思う。

内沼委員

最低でも33の事業体については、この事業はもう周知しているという考え方でよいか。

森づくり課長

周知についてはこれからになるが、個別、電話、メール等で丁寧に案内していきたいと考えている。

細川委員

- 1 4ページの農地中間管理機構運営事業についてであるが、今回事業内容については、国庫補助金を原資とする農業構造改革支援基金設置で積み増しということであるが、この基金を運営して農地の集積・集約化を活動支援するというかなり重要な基金かと思うが、現状この基金の残高がどれぐらいなのか。
- 2 基金が今、例えば、不足をしているのか、あるいは十分あるのか、それともちょっと過剰にあるのではないかと、そういう基金の状況についてお聞かせいただきたい。
- 3 この基金を財源として農地中間管理機構の事業やあるいは農地活用促進事業を行うということであるが、ほかの事業は繰越明許ということで4月から行われると思うが、一方で積み増しなので、この財源として活用する時期とか、そういった目安があれば教えていただきたいと思う。

農業ビジネス支援課長

- 1 現在の基金の残高は、3億1,950万9千円となっている。
- 2 今回、補正予算お認めを頂ければ積み増し分は1億5,580万円となるので、先ほどの残高とプラスをすると、基金の残高は4億7,530万9千円となる。今後、年度内に、農地中間管理機構運営事業及び農地活用促進事業を合わせて1億5,736万円ほどの支出が見込まれている。それ以外にも運用益の積み増し等もあり、そちらも含めると、令和7年度末の残高の見込みは、3億2,329万円ほどが見込まれている。また、令和8年度については、農地中間管理機構運営事業及び農地活用促進事業の基金を活用した事業費については、2億3,000万円ほどの見込みであるので、令和8年度分の事業費については十分に賄える額があるというところである。
- 3 この基金を財源として活用する二つの事業の実施時期というところであるが、先ほど申し上げたとおり今年度を実施する分と、来年度実施する分という形で、それぞれ実施時期が分かれるという形になっている。

小島委員

質問の形としてはイレギュラーになってしまうかもしれないが、お許しいただきたいが、この手の補正のうち、予算では大体5,6,7ページ辺りのものに関しては、もうやりたい人がいて、やりたい団体がいて、それについて内容も把握しながら、補正が出てきて予算付けをするという形だと思うが、把握しているということでしょうか。

農業ビジネス支援課長

5ページ目の経営体育成条件整備事業については、今年度については7月頃、事業主体となる市町村に要望調査をして、要望の上がってきたところについて農業ビジネス支援課として把握しているところである。

農業支援課長

スマートの事業であるが、対象者、該当するやりたい団体、対象であるが、現在把握しているスマート農業技術の導入や活用に関心を持っている農業者、約100名ほどいるが、その内半数程度利用すると想定して、一応50経営体ということ考えている。

小島委員

- 1 それでは質問させていただくが、予定者がいるということになると、例えば、スマート農業、１００のうち５０に絞るということだが、大体何を利用するか先ほど自動運転だとかドローンとかというお話があったが、数が割合の中でどのぐらいいるのかということ、１０番の林業の方でもドローンの導入ということで、入っているのかと思うが、要望数などを把握されていると思うので、どれぐらいが採用になるのかということをお聞きをしたいと思う。
- 2 先ほど来６ページのコンサルという形で出てきているが、これは経営診断士ということだが、税理士や公認会計士では駄目なのかということで、コンサル業務。そしてこのコンサルという人たちが、多分こんなことやったことない、私も環境農林に長年いるがこんなところでコンサルが出てくるのは初めてだが、そういうコンサルに委託して適正な判断ができるのかということである。例えば、経営的に見て安全な内側でなくては駄目だという人、あるいは売上げを伸ばすためにチャレンジした方がいいという、コンサルの判断で変わってしまう。今は責任ある積極財政と言っていたが、埼玉県は無責任な緊縮財政で将来に投資してこないから、こういうことになっているが、そういう経営のコンサルに当たったらどうするのか。コンサルでなければ、診断士か判断士かは知らないが、その業種に特定されるものなのかということをお聞きしたいと思う。
- 3 ６番と１０番で先ほどドローンの分野、自動運転の分野が出てきたのでお伺いするが、想定される地区のＲＴＫの整備状況はどうなっているのか。その整備状況がないところに、機材投入しても、高精度な作業が行えない。どうなっているのかを聞きたい。
- 4 ９ページ、先ほどちらっと言っていたが、地下水の利用と言っていたが、確か環境部で平成の時代に複数年かけて、何億もかけて、地下熱の温度などの利用ができないかという調査をやっていたが、そういうものと連携しないのか。単独で５００，０００円では余りにも少な過ぎて井戸一本掘れない。地下水という言葉が出たのでお聞きしたいが、５００，０００円の方を聞きたいと思う。
- 5 そしてもう一つ、その下にこれは２，４００万円か、これは４のあれか、高温対策だと思うが、これ補助金が入るが、当事者の負担はあるのか。そこら辺の割合についてお聞きしたいと思う。

農業支援課長

- 1 どのぐらいの対象になるかということで、内容だと思うが、全部くまなく細かく把握しているわけではないが、一般的に想定されるのが、直進アシストのトラクターや自動運転の田植機など、また、コンバインでいうと、収量コンバインなどを想定しているところである。ただ、スマート新法が制定されるときに、地域の農林振興センター等に地域の農業者の方が、スマート農機の方を導入を検討している方がどのぐらいいるかということで、ちょっと聞き取り調査等をした中での話であり、詳細にこの農機の種類が幾つ何台とかっていうのはちょっと分かっていないが、１００経営体ということでリストは上がっている。その中で絞って半数ということを考えている。
- 2 県としては中小企業診断士等ということで専門家ということで答弁させていただいたが、それは業種を特定するものではないので、経営診断ができる専門家であれば、経営診断をお願いしたいというふうに考えているところである。数が５０経営体ということ想定しており、かなりの数であるので、やはり農業分野に精通している方が、一番重要だと思っている。
- 3 スマート農機を整備するにあたって、確かに直進アシスト等活用する場合は、ＲＴＫ基地局の整備が大変重要だと思っている。そういったＲＴＫを使う機器については、民

間の事業者等も携帯キャリア等も活用でき、また、民間事業者においても基地局を整備しているところも、安価で整備しているところもある。また、県においては、県有施設への場所貸、施設をお貸しして、ＲＴＫ基地局を設置する、アンテナを設置するということが現在も進めている。昨年度こういった状況で公募をしたわけだが、なかなか賛同していただける方、業者がいなかったものがあり、現在も、実は継続して公募をしているところであるので、今後も引き続き、県有施設を利用して、ＲＴＫ基地局の設置について引き続き取り組んでいきたいと考えている。

生産振興課長

- 4 地下水の調査については、県の環境科学国際センターの指導を受けるとともに、井戸水の地下水の水位のデータなど、環境部が持っているデータも一部活用させていただく予定となっている。
- 5 補助率についてであるが、補助率については、調査とか情報発信費、それから実証、高機能性のカーテンの資材費等は国が１０分の１０、それと設備費として地下水熱源型のヒートポンプの整備に当たっての設備費については、国が２分の１となっている。

森づくり課長

- 1 金額の大きい高性能林業機械、あるいは原木選別機などについては、森林組合に要望調査を行っており、その他ドローンについては、これは例示であり、実際の要望調査はまだこれからである。周知を行って申請がある際は対応したいと考えている。
- 3 ＲＴＫ無線基地局の話かと思ったが、実際に使うときは苗木の運搬などで、目視で使うことを想定しており、ＲＴＫは山間地についてはなくても大丈夫なのかなと考えている。

小島委員

- 1 先ほどの６ページの経営診断士でなくてもいいということであるが、これは事業申請者が、自分で経営を判断する人に審査を依頼すればいいということではいか。何か違うようなニュアンスで聞こえたが、自分で申請する人が経営を判断できる人のお墨つきをもらってくればいいということではないのか。
- 2 ＲＴＫの事業者とうまくいかなかったということだが、どうやったらうまくいくかを考えないと、「やらせる」というような殿様商売ではなかなか世の中うまく回らないと思う。農業者にとっても長年の要望事項であるが、全く埼玉県は無視をして、いまだに、余り重要なものと思っていないようだが、昔の話になるが、前はみちびきができたならこんなの要らなくなるとあったが、みちびきはいつになったらできるのか。来年から使えるのか、全く使えない、そしたら現物を使えるものを使えるようにしてもらわないと。そして県民、農家が利用できるように考えていかないと、いつまでも殿様目線でやっているようでは埼玉の農業の未来はない。余計なことを言った。

農業支援課長

- 1 提出している資料の下の方のポンチ絵にあるとおり、事業のスキームで農業者の方は、経営診断の申込みということで、コンサルの方をお願いするような形を考えている。一つ加えて業種が特定されるのかということであるが、コンサルについては、埼玉県の農業経営就農支援センターの事業で、今取り組んでいるが、経営診断を依頼している専門家もいる。そういった方を活用していただくことも一つの手なのかなというふうに考えている。

2 こちらについては農業者の方がスマート農機の方、利用できるように今後も、引き続き、県有施設等になるが、設置について、引き続き、進めていきたいと考えている。

小島委員

また分からなくなったが、経営診断であるが、個人でその経営判断をできる人、税理士さんでもいいし、公認会計士でもいいということだと思うが、そこを判断する基準、何かここところを見ろとか、そういう基準があるのか。何かチェックシートみたいのがあったり、それにのっとって診断をしたやつでないと駄目だとか。1回出したらやはり駄目だとか、何か裏がありそうなので、本当のことを言っていただきたい。

農業支援課長

今現在判断基準、個人が出して専門家が判断する、その判断基準はない。これから制度設計する中で、小島委員からいただいたチェックシートなども検討していきたいと思う。

農林部長

先ほどのコンサルの話は、コンサルを通じたスキームをした理由というのは事業効果がしっかり図れるようにという大前提で設定させていただいた。事業者に、今回事業希望者をこれから募るが、予算額もかなり多く要求しているので、補助事業の経験がない農業者も多分出てくると思っており、そういった方も是非参加してもらいたいということで不慣れな手続がないように、コンサルをかませようというふうな形をした。一方で、事業希望者の中については、ある程度、経験も豊富な方もいるので、そういった方についてちょっと個別に御相談を、意見交換をさせていただきながら、なるべく事業効果が上がるような形で事業を組みたいと思う。当然8年度中に事業完了しないといけないという予算であるので、そういったコンサルをかませることで、何か事業が遅くなるというようなことだけはなくしたいというふうに思っているので、我々としては、コンサルをかませることで、多くの方が、この事業に加われるのではないかとということで、予算要求をさせていただいたところであるので、よろしくお願いしたいと思う。

小島委員

部長の答弁で余計分からなくなったが、このスキームは県で決めたわけではないと考えているが違うのか。今部長が言うには、県でコンサルを入れるような仕組みにしたというように聞こえたが、これは国からきたことでよいか。違うのか。それであればこの分、農業者に回してほしい、コンサルなどに払わないで。

農林部長

この事業は国の交付金を使っているが、国庫補助事業の一つのメニューとして要求している事業ではなく、この交付金を使って埼玉県独自にスキームを作っている。ただ、先ほど言ったとおりこのコンサルを入れたというのは、いろんな方が事業に加われて、申請書類もしっかりできて、事業効果がしっかり図るために、こういったスキームを作ったものなので、国の通常の事業とは違うような形で作らせていただいている。

小島委員

各農林振興センターでやっている業務をやっていないと言っているようなものである。各振興センターで、こういう補助金のときはちゃんと経営状況を把握してもらい、進めたり、引き止めたりしている。こんなコンサル頼んだら振興センター何もやってないという

ことだ。このお金もったいない、この部分農家につけた方がいい。

農林部長

この事業についても農林振興センターの全体として、しっかりそこは農業者の声を聞きながら事業計画を作らせていただきたいと思うので、特にその振興センターが全く機能していないということではなく、更に経営効果が上がるように、事業効果が上がるようにこうした外部の方にも意見を聞くスキームとさせていただいたところである。